

午後1時5分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番佐々木明子議員の質問を許可します。4番佐々木明子議員。

（4番佐々木明子君登壇）

○4番（佐々木明子君） 皆様こんにちは。お忙しい中、傍聴においでの皆様、ありがとうございます。また、インターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。

さて、一昨日、台風6号が沖縄に接近し、伊是名村付近で50年に一度という記録的短時間大雨が降っている様子がテレビで放映されていました。車がタイヤの半分くらいまで水につかって走行している映像は、まさに昨年の豪雨災害の恐怖を思い起こすものでした。あれから1年がたとうとしています。発災当初、遅々として進まなかった復旧復興も、出水期間を間近にして、かなりスピードアップしてまいりました。

県の報告によると、河川の流木、土砂は、ほぼ取り除いたとしております。果たして、そうでしょうか。

6月3日、梶原副議長、富田議員と、志波北川の上流を見て回りました。平榎の集落から、わずか二、三百メートル先の谷沿いに、多くの流木、土砂が取り残されていました。大雨が降れば一気に流れ出し、下方の集落に襲いかかるでしょう。

自衛隊の応援を要請しなくてもよい、道路からすぐそのところにありました。手の届くところの危険箇所が、なぜ放置されているのでしょうか。どうしたら、その危険を取り除くことができるのでしょうか。災害による死亡者を一人も出さないという覚悟で取り組んでいる復興計画を進めていくには、国や県とのより緊密な連携が求められているのではないのでしょうか。

これよりは通告に従いまして、質問席で質問をさせていただきます。

（4番佐々木明子君降壇）

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 昨今、過重労働による死亡者が増加していることが社会問題となっております。学校現場においても、超過勤務は以前より問題視されてまいりました。朝倉市議会においても、教職員の勤務時間の削減は、一般質問などにおいて改善要求がなされてまいりました。

お尋ねいたします。教育委員会として勤務時間の縮減について、さまざまな取り組みをなされてきたと思いますが、その成果と実態をお示してください。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、現状について説明をさせていただきます。

県教育委員会の教職員の働き方改革取組指針にある、平成26年度実施教員勤務実態調査結果によりますと、各学校とも、出勤時刻前は30分から50分程度、退勤時刻後につきましては1時間から2時間程度、また中学校・高等学校では、週休日に2時間以上の超過勤務

を行っているという結果が出ております。

朝倉市独自で実態調査を行っておりませんが、同様の状態にあると思われ、改善すべき状態だと考えております。

また、時間の関係につきましては、ICカードとかタイムカードもあるんですけども、現在、県内では1自治体が、それを入れているという状況でございまして、多くの自治体が、管理職による現認の方法というのをとっておりますので、朝倉市でも、管理職による退校時間の現認というのをやっております。

朝倉市の取り組みにつきましては、まずは提出する書類が非常に多いと。学校から、県なり教育委員会ございますので、重複しているような書類につきましては、朝倉市教育委員会として削減をしてくたりしております。あるいは、学校の定時退庁日を設けたり、部活動につきましては、月曜日は休みにするというようなこと、そういったものを設けながらやっております。

学校には、学校経営要綱というのを学校長の責任と権限でつくっていくようになるんですけども、その策定に当たっても、教育委員会として、この働き方改革は重要な案件であるということで、県が示した指針も、我々に県から送られ次第、各学校長には送っておりますし、学校長の人事評価による面談、こういうときも、そういったものを一つ大きな項目として取り組んできているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 今の答弁は、6年前も同じような答弁だったのではないかと思います。教育委員会として、それぞれ校長会なりで校長に指示はしているんでしょうけれど、なかなかそれが実行されていない、その理由は何だと思われませんか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 学校現場につきましては、先生方はいい授業をやるために、一生懸命そういった勉強をされるわけでございますので、どうしても一生懸命にやればやるほど、学校に残る時間がふえてくるというところがございます。

ただし、やはり先生方の健康面を考えて、やはり余裕があるような生活をやっていくことが、結局、学校経営の中にも、広い視野から子どもたちの指導ができるということもありますし、時間外等事務量を減らすことによって、子どもに向き合う時間をふやしていくということ、これは県の指針の中にもあるようになっておりますので、私どもその辺は重要視をして今後取り組みたいと考えておりますが、先ほど申しましたように、まず先生方がいい授業をやりたいたした場合は、どうしても学校に残って、そういう勉強をされるというところもございますので、そういうものは、例えばますならば、授業というのもその授業だけ短距離走でいいものをするということだけでなく、マラソンみたいな形でペース配分をしながら、年間いろいろ大変なところもあると思えますけれども、先生方の心身の状況もペース配分をしながらやるというような意識のところの改革も必要ではなからうかと考え

ています。

○議長（中島秀樹君） 佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 以前の教育長の答弁にも、先生方は子どもが大好きだと。少しでも時間ができたら、子どもと向き合う時間をつくるんだというような答弁があってありました。

しかしながら、今問題になっています、月80時間以上の残業が過労死ラインとされております。

しかしながら、学校現場において、2016年の文科省の調査によりますと、学校職員の小学校職員33.5%、中学校教員の57.7%が週60時間以上、月に直すと250時間以上勤務しているという実態が示されております。

それで、文科省は昨年、通告に書いてありますように、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」というもの事務次官通知いたしまして、福岡県でも指針を出したところでございます。

それに基づいて、教育委員会も今年度実施しようとしていると思いますが、私もこれは非常に大事なことだと思ひまして、なぜ先生方の超勤が縮減できないのか、改善できないのか。小中学校校長先生んとこに数校でありますけれど行って、それからまた先生方ともお話をして、いろんなことを聞いてまいりました。

指針は、莫大な量のいろんな改善点とございますか、指導が載っております。それを全部するというは到底無理でしょうから、私はその中から、私が少し理解できて、教育委員会としても校長会なり、また行政としても努力できるだろうというところを8点ほど取り出しまして、きょう質問させていただこうと思います。

まず、タイムカードの導入です。先日の大庭議員の質問の中に、朝倉市職員の管理に関して質問があってございました。80時間以上の労働者が何人とか、メンテナンスをしている人がどのくらいとか、すぐお答えになられました。本当すばらしいことだと思います。

じゃあ、それを学校現場に置きかえた場合、今、学校の先生が、果たして朝倉市内の学校の先生がどのくらい働いているか、それを把握することは困難ではないかと思ひます。そういうシステムは、まだできていないと思ひます。それは、もう何年も前から把握してくださいと言っているにもかかわらず、把握はなされていないと私は理解しております。

市、それから学校においては、実態は把握しなければならないという責任があると書いてあります。何と申しますか、タイムカードを入れたからといって、その先生が何時から何時まで勤めた、勤務したかということを知ることが、縮減にすぐにつながるとは思ひませぬけれど、やはり市の責任として適正な把握をすることによって、いずれ縮減につながっていくのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） このことにつきましては、県立学校では、平成30年度、本年度からＩＣカードによる勤務時間管理システムが導入されることになっておりますが、まだ各市町村教育委員会で、先ほど申しましたように、1団体というような状況でございます。

国、県の指針にあるとおり、教職員の勤務時間の適正な把握は必要になってくるという基本的な認識がございまして、ただし、導入に当たっての課題も幾つかございますので、県の指導や他自治体の取り組み状況を見ながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） このことについては、福岡県下でも既に導入されているところがございまして、うきは市におきましても、4月から導入しております。大規模校、小規模校によって機器の値段も違うそうですが、大体1基当たり4万円から5万円ぐらいで導入されるそうですので、検討をよろしく願いしておきます。

それに伴いまして、留守番電話の設置というのも指針に上がっております。

留守番電話、これは校長先生方も、できたらつけてほしい。やはり7時、8時、9時になって学校に電話がかかってくる、その時間まで学校の先生がいるというのが、当たり前みたいな風潮であると。

それは昔からそうだったかもしれません。学校の先生というのは、朝早くから夜遅くまで学校にいるものだという考えが多かったので、そうかもしれませんが、やはりそのような年月はたっても、やはり同じような考えを持っている保護者の方もいらっしゃるみたいで、できたら7時、8時以降は留守番電話を設置していただいて、そのかわり体制とか整備方策は講じて、保護者への説明とか合意というものをちゃんと取りつけた上で、そういった留守番電話を取りつけてほしいというか、制度をしてほしいと申ししておりましたが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 留守番電話、一つ有効な手段だろうとは思いますが。

先ほどの改革の中に、まだこれは検討段階ではありますが、本年度、学校の閉庁日を設けている学校がございまして。いわゆる夏休みの期間、盆あたりを施設として学校として閉庁するというようなことも、今、教育委員会の内部では検討しておりますので、そのときの連絡体制、緊急な場合はどうするかということがございまして、そのときには教育委員会の事務局が一報は受け取って、必要であれば各学校長に伝えて対応していくとかいうことがある中では、留守番電話の話も当然議論になってくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 前向きな検討をよろしく願いしておきます。

先ほど、ちょっとおっしゃられましたが、次にお願いしようと思っておりましたが、長

期休業期間における学校閉庁日の設定。今申されましたように、先生方は毎日毎日、残業じゃありませんね、残業はありませんので。時間外労働をしておりますが、それを振りかえようと思っても、振りかえる日もないぐらい頑張って勤務してられます。希望として、夏休み中のせめて8月の13日から4日間ぐらいは、完全に閉庁してほしい。

それから、週に1回のノー残業デーといいですか、それも大体は決まっているらしいですけれど、なかなか実行に移っていないということをおっしゃっていました。やはり定時退校日の完全履行というものを教育委員会が指導して、校長会を通してなり徹底してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 先ほど申しました、夏休み期間中の閉校日の関係は、具体的に今、内部で検討をしております。これは先生方に休んでいただくのもあるんですが、盆というのは、御先祖様を供養していくというところもございまして、子どもたちの、そういった家庭教育と申しますか、そういうところでも意義があるものだろうと思っておりますので、学校の先生方が自分の子どもと一緒に、その期間は家でいろいろ過ごしていただけるということも大事なことだろうと思っております。

それと、定時退庁日の話につきましては、教育委員会で今、呼びかけをしております、我々で上がっていますのは、月2回定時退庁設けている学校が、小学校で7校、中学校で5校。週1回というのが、小学校で4校、中学校1校ということになっています。

この分については、やはりこういったものをつくらないとなかなか、先ほど申し上げましたように、先生方、一生懸命子どもたちのために授業の準備とかされますので、こういう制度を周知徹底を図って、月2回のところを週1回とか、そういった働きかけを今後していきたいと思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） とにかく定時退校日があるということは、先生方は十分御存じなわけです。だけど、その実行がなかなか伴っていない。

だから、そこをやはりぜひ週に1回、月に2回の退校日を完全に履行できるように努力をお願いしておきます。

次に、朝倉市においては、50人以上の教職員がいる学校はありませんので、朝倉市として労働安全衛生委員会というのが設置されていると思います。

ところが、その委員会が、どのくらい会議が行われているかをお尋ねします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 平成28年度に会議をして、昨年度はちょっと豪雨災害がございましたので、開催が正直言ってできておりません。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 校長先生方にお聞きしましたら、朝倉市は少ないほうで、年

に——昨年は豪雨災害のため開催されておらないということですが、これはやむを得ないと思いますが、大体1回、2回、多くて2回だろうと。

他市町村聞きますと、決して多いとは言いませんけれど、やはり3回、4回あっているようなので、これはやはり職員のメンテナンスに関しても必要なことだと思います。ぜひ労働安全衛生委員会、各学校でできませんので、代表して市で取り組んでいただきたいと思います。その労働安全衛生委員会は、どんな構成メンバーなんでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 各学校に委員をつくりまして、選出をして開催をするということで、教頭とか養護教諭の先生方が多いような状況でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） どの市町村においても、委員会メンバーというのは、そういった先生方だろうと思いますが、できたら教職員組合の代表者というのもの、ここに入れてほしいと思います。その方たちを入れることによって、やはり超勤の問題の現実というものが、その委員会で示されて、それぞれの職場において減少するということがつながっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） それについては、内部で話をさせていただきたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、国としても、公会計化といいますか、市町村の教育委員会ですることができることは、学校現場から市町村の事務局に移しなさいという指導方針が出ております。

給食費とかいろんな教材費がそれに該当するんですが、教材費においては、どこの学校の先生も、これは仕方ないだろうと。学校ですべき問題だろうとおっしゃっていましたが、給食費の徴収管理に関しては、ぜひ学校の給食会ですか、そちらのほうでやってほしいというお願いがありました。

去年の村上議員の質問において、給食費の徴収率は99%というお話がありましたけれど、確かに99%というのはすばらしいことだと思います。

それでは、なぜ99%という高い確率で給食費の徴収ができているか。それは、やはり各学校において、事務の先生なり校長先生なり教職員の先生方が、未納者に対して督促をする、そういったことの努力の結果だと思っております。

今、朝倉市内の小中学校17校を大体お調べしましたら、いろんなパターンがございました。銀行振り込みで徴収して、それを事務職員なりが、また養護教諭なりが一括で給食会のほうに納める。それから、それぞれの業者に払う。その方法。

それから、学校現場が保護者を通じて集めてもらって、それを学校に納入して、やはり給食会のほうに納めるとか、それぞれの業者に直接その学校が払うとか、今のところまだ

まちまちなようです。

まず、給食費の振り込み、これに関してはいろいろございますでしょう。なかなか振り込みのパーセンテージが上がらなかったのも、また保護者にお願いするという経緯もあったでしょうが、そのことが結局、事務職員なり学校の先生の時間を費やすことになっております。

それにも増して、小学校も五、六年生になりますと、先生なり事務の先生から催促の手紙なり言葉があると、非常に学校に行きづらくなる子どももいるみたいです。

やはり給食費に関しては、振り込みができていれば、直接給食会のほうに振り込んでいただいて、未納については給食会のほうで対策はとっていただきたい。それが学校現場の労働を削減することになるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 給食費につきましては、以前は学級担任が集めておりましたけれども、現在は学校の県費負担の事務職員が担当し、未納がある場合は、文書で通知をしたり、電話連絡をしたりして対応しております。

昨年度の徴収率は、ほぼ100%。これ具体的に言いますと、平成28年度は既に100%になって、昨年度は99.98%というような数値でございます。教員が給食費徴収業務によって、子どもたちにかかわる時間が減少しているという認識は、私どものほうにはございません。

公会計化につきましては、先行事例を踏まえまして、文部科学省が導入のガイドラインを今後策定をしていきます。それらを踏まえまして、他市町村の取り組み状況も研究しながらやっていきたいと思っておりますが、学校現場を離れまして、教育委員会事務局が一切の徴収業務を行うということになりますと、過去の事例によりますと、徴収率の低下が想定をされますので、今後慎重に検討していく必要がある案件だろうと考えています。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 今の答弁の中で、職員がかかわっていることはないという認識しているとおっしゃいましたが、私が学校で聞いたところでは、確かに教職員がかかわっていないところもありますが、まだ依然として教職員がかかわっているところもございます。教職員にそれをお願いできないので、校長がみずから事務職員と一緒に、徴収に努力しているところもございます。

とにかく、そういった現場をもう少し教育委員会は把握して、そして給食費の公会計化、福岡県下でも十何校か導入しております。朝倉市も率先して公会計化に努めていただきたいと、努力していただきたいと思っております。

次に、これからなかなか予算を伴いますし、なかなか難しいことだとは思いますが、現場の先生方の悲痛な願いでございますので、申し上げておきます。

時間外といいますか、今の子どもさん方、いろんな子どもさん方がいらっしゃいます。発達障害の方もいますし、家庭に問題を抱えている子もいます。それで、時間外の家庭の訪

問のために、スクールソーシャルワーカーなり、スクールカウンセラーがいらっしゃいます。少ない。人数が少ない。ふえておりません。

つい二、三年前はふやしたと言っておりましたが、現場に行きますと、特に小学校の先生が、スクールカウンセラーの先生が、ほとんど月のうちに1回か2回しか来ない。来ないときもあるという嘆きをしておられました。

特にスクールソーシャルワーカーにおいては、国のほうも財源は少ないんですが、各中学校区に1人ずつ配置するという方針を打ち出しております。福岡市では、既に全中学校にスクールソーシャルワーカーの先生がいらっしゃいます。

私は朝倉市において、災害を受けて財政が緊迫している中に、そういうぜいたくはもちろん申しませんが、先生方の超勤問題の縮減を解消するためにも、スクールソーシャルワーカーの先生、スクールカウンセラーの先生、もう少し配置をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私たちもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数が、これで足りているという考え方は持っておりません。まだまだ必要な時間数が確保すべきだろうと思っておりますので、今後いろんなところで話をしていきたいと思いますが、国、県にこの辺の予算は新たにできているというところがございますけれども、やはり市単独で配置をやるということにつきましては、限られた予算の中でございますので非常に難しいものがございますので、国、県にも引き続き要望をしていきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） この件につきましては財源が伴いますので、努力をお願いしておきます。

そして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの先生方も必要なんですが、それにも増して一番現場で必要としているのは、教職員定数の増員でございます。

朝倉市は40人学級でございますので、学級数が少のうございます。立石小学校、それから甘木小学校を除いたら、ほとんど加配の専科の先生も配置できておりません。

どこかのほかの市によりますと、市費によって職員も配置しているところもあるそうですが、現場にお聞きしましたら、職員の数も欲しいけれど、できたら、もうできるなら、支援員の先生だけでもいい。今は4時間、午前中4時間ですが、できたらフルタイム、6時間の支援員の先生の配置が欲しい。

特別支援学級においては、8人が1クラスになっておりますが、とにかく授業中、部屋を出ていく。その子どもたちを保護するために、非常な努力をされておるそうです。ほかの先生方もかかわったり、校長、教頭かかわったりしておりますが、できたら、職員定数は相当な財源が要りますでしょうから、支援員の、せめて支援員の先生の増員をお願いし

たいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず1点、職員の定数の関係は、朝倉市が40人ということじゃなくて、国が決めた基準で職員定数は配置がなされておまして、この定数の部分は県費負担職員でございますから、市の経費はそこには入っておりません。

先ほど申しました特別支援教育支援員につきましては、市の単独事業でございますので、市の予算ということになりますので、私どももこの辺は、特別に配慮をする児童がふえているということについては、午前中、議員の質問にも答えましたように、必要だろうと思っています。

当面は、まずは通級指導教室を1教室増設をするというなことでの取り組みをしていきたいと思っておりますし、支援員の増員についても、それは今で足りておるとは思っておりませんので、今後、この単独事業をいかに補助事業に、国あたりがしてもらえるのかということについても、今、要望を引き続きしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） よろしく願いしておきます。四、五年前から教育長におかれましても、職員の超勤の問題については心痛めておられると思いますが、今後の取り組みとして、教育長としてどういうふうにやっていかれようと思っておられるのか、最後にお聞かせください。

○議長（中島秀樹君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 国、また県が、これから先どのように進んでいくかというのを示していますので、それを十分検討しながら、それにのっとりながら進めていきたいと思っております。

ちょっとお話ししたいことが1つございまして、議員、ただいまの質問は、学校の職員が本当に教育に専念できるように、いろいろ教育の状況整備をしていただいている、そのお話だと思って感謝しております。

私は今の学校の状態、朝倉市の状態は、先生方の努力のおかげで落ちついた状況になってきております。そのことを先生方に感謝したいと思っておりますが、頑張ってもらっていることが、今質問されて改善してほしいということで要望を出された状況も生み出しておると思っております。

したがって、学校が本当に落ちついて先生方が疲労感をできるだけ小さくして、生きがいを持って働きがいを持って働くようにするためには、学校が本来の教育機能を発揮できる状態に保つことだと思っています。

したがって、現在、先生方の努力で、その状態がほぼ達成できるようになっておりますので、これを壊さないような状況の中で、先ほどいただきます御意見に沿うような形の先生方の働き方の改革に進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） ありがとうございます。そのように聞きまして、本当うれしく思っております。

教職員は、子どもが大好きです。時間ができれば、教育長も今おっしゃられますように、子どもと向かい合う時間をつくると思います。

ある先生によりますと、20年前はそんな時間がとれていたと。少なくとも、放課後において子どもと遊んだり、いろんなことができていた。今はなかなかできない時代になってきたと嘆いておられました。

定年延長も近々施行されるそうですが、今のままだと、60過ぎた先生方が定年延長になっても続けられる先生が余りいないのではないかと危惧されております。教育委員会のさらなる取り組みを要求いたします。

次に、北部豪雨災害による被災者生活再建支援について質問いたします。

昨年7月、豪雨災害の発生当初、仮設住宅、みなし仮設住宅、自力みなし住宅等に、ふるさとを離れ避難した方々は500世帯、1,200人以上にも上ったと記憶しております。

現在は、自宅を修理したり再建したり、中古住宅を購入したりして生活再建された世帯が、100世帯ぐらいはあるのじゃないかと思っております。しかしながら、まだ400世帯近い世帯数は、避難所生活を余儀なくされております。

せんだって、災害公営住宅建設2次アンケートをされておりますが、その結果によって、90世帯ほどが公営住宅に入居したいという意向が明らかになりました。

そこでお尋ねいたします。あとの300世帯ほどは、どのように生活再建されようとしているのか、おわかりでしたらお示してください。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 今回、災害公営住宅の建設に当たりまして、意向調査という形で取りまとめております調査結果につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、九十数世帯の災害公営住宅への希望という形をとっております。それ以外につきましては、自立再建というような意向をしっかりと持ちの方もいらっしゃいますが、まだ迷っている方、そういう方もアンケートの結果では出ておるところでございます。

今後とも、それぞれの皆さんの意向に沿うような情報提供を、自立再建であれば融資制度など、そのようなものを提供しながら、最後まで再建に向けた支援をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） やはり、とにかくことしの梅雨を過ぎさなければ、家を建てようにも、考えがまだまとまらないという方が多いのは確かでございます。

ただ、御存じのように、仮設住宅、みなし仮設住宅は2年という期限が一応ございますので、そのところが少し心配される点ではあります。

先日の富田議員の一般質問で提出された資料、松末復興かわら版に記載されていましたが、7月までに3次調査をされるとのこと。そこで建築戸数を決定したいということですが、そこにも書いてありましたように、アンケートの内容が、やはりもう少し被災者に寄り添った内容にすべきではないか、する必要があるのではないかと私は考えます。

やはり杷木と、頓田といいますか、そこの3地区だけに限定するのではなくて、ここで述べられていますように、例えば松末に住みたい方はいますかとか、そういうアンケートのとり方についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 災害公営住宅につきましては、国の補助等を使いまして建設をするというものでありまして、意向アンケートの結果で、災害公営住宅に入りたいという意思を表示された戸数しか建設できないというものがございます。

これまでも議会の中で、その意向について、地域に戻りたいという声を十分聞き取って対応するよという御意見をいただいたところでありまして、コミュニティからも、その御意見をいただいていたところで、そのような声に対応するために、地域とも今後公営住宅を建てていく方法等について、現在も協議はしておりますが、安全な場所、それから地域に戻りたいという手法については、公営住宅に限らず、低利の融資で、今後、住宅用地をどのような形で提供できるのか、そういうことも含めまして地域とは協議をしているところでございますので、そのようないろんな手法を通じて、被災者の意向に沿って、かつ地域のコミュニティの維持にもつながるような方法について、一緒にまた今後も公営住宅と並行しながら協議していきたいと思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 手法については、後ほどまた質問させていただこうと思います。

災害公営住宅の部屋の、今度は建設されようとしている部屋の形態は、2DKと3DKとお聞きしております。

そして、家賃は、2011年の東日本震災で低所得者向けに国の家賃補助が設けられておりましたが、それは適用されなくて、普通の公営住宅の家賃になるとお聞きしております。世帯収入がゼロから10万4,000円の世帯では、大体家賃はお幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） まだ新しい住宅についての算定ということではございませんで、直近で松の木団地というものが建設ができております。一番低い分類で、2DKで2万1,000円、3DKで2万6,100円というのが現在の家賃額でございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 今度建設される住宅は3階建てと聞いております。

そうすると、共益費も3,000円ぐらい、それから駐車場も2千円幾らなると、やはり3万円近いお金に家賃がなると思います。ととてもとても、年金4万円から5万円しかもらっていない方たちが被災しております。その方たちが、どうやってこの住宅に入ることができるのか。低所得者に対する減免はないのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 今申しました家賃に対して、それぞれ今回災害ということで、いろんな生活環境が異なったことになっております。御病気の方もいらっしゃると思います。そういった方々につきましては、御相談いただきながら、減免という形の制度、これはございますので、個別に相談を受けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 個別に相談させていただきますはよくわかりますけれど、おおよその目安として、年金所得が月に5万円、6万円としますと、年間60万円です。その人たちは幾らぐらい減免されるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） おおむねということで申し上げます。今いただきました年金収入というのは、国民年金ということでお答えさせていただきますと、おおむね4分の1が減免になるものと思われまます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 4分の1が減免ですか。4分の3じゃないんですか。

○議長（中島秀樹君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 今受けていらっしゃる年金額、収入額に応じて、減免額は4分の1から4分の3でございますけれども、ただいま回答いたしました分につきましては、一般的な国民年金の60万円程度の方ということ想定をいたしまして、4分の1減免して、4分の3の家賃額となるということをお伝えしたものでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） ちょっとこの間打ち合わせしたときとは値段が違うので、今ちょっとびっくりしておりますが、そうなると4分の1が減免ということになりますと、相当高い金額になると思います。ととてもとても災害公営住宅に入っても、年金四、五万円の人が生活できていけるとは思いません。

いろんな方法を考えていかなければいけないんでしょうけれど、次に、熊本県の御舟町、美里町、氷川町、西原村などでは、仮設住宅を被災者向けの住まいとしての活用を検討しております。木造仮設を転用する場合、家賃は独自に市で決められるとのこと。25平米以下に限られるそうですが、大体仮設住宅は25平米以下と思いますので、それに該当すると思います。

今言ったように、災害公営住宅が、年金が60万円以下の人が、そんなに4分の1しか減免できないなら、とてもそういった災害公営住宅に住むことも不可能でしょうから、朝倉市でも低所得者用に木造仮設住宅を恒久的な住宅に活用することはできないでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 熊本で今利用されています仮設住宅が利用の方法を延長されるというような検討ということは新聞等で存じているところでございますが、朝倉市の場合の建設型の仮設住宅につきましては、林田で48戸、朝倉で7戸及び頓田3、済みません——福岡県が建設しており、解体工事まで含めたリース契約になっている状況でございます。

この応急仮設住宅は、本来建築基準法の適用を受けない構造のため、供用期間が建築工事完了の日から2年以内となっている建築物でございますので、熊本の応急仮設建築型の住宅と多少構造上、違いがございます。

そういう状況で、今のところ2年以内に災害公営住宅の建設をもって、その住宅への移行がかなうように進めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 確かにリースかもしれないですが、それは熊本だって同じだと思います。それを県に譲渡依頼をして、県も譲渡するということで、恒久的な住宅に建築しようとしております。やはりそういった努力をしてあるんだと思います。

ここの朝倉地区においても、何か努力をすれば、せっかく木造仮設住宅、立派なものです。少し手を入れれば、基礎の部分とか入れれば、低家賃でそういった低所得者のための恒久的な住宅になり得るのではないかと考えておりますので、努力をお願いいたします。

それから、先ほど述べられておりました住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例、このことが最近になって執行部から示されました。本当、私はもうこれ見たときに、すばらしいと思えました。なかなか息子さんたちの反対に遭って、家を建てたくても建てられない高齢者の方がいらっしゃいます。そんな話も聞いております。なかなかお金もございません。

それが、こういったことを利用して建てることができるなら、本当すばらしいことだと思います。これもそういった被災者の一つの支援策だと思いますが、これも2年という期限がついておるそうです。

今、建てようと思っている人たちの土地が流されていた場合、そこに自分の土地に建てることは不可能だと思います。となると、違う土地を探さなければなりません。

御存じのように、朝倉地区は、特に杷木地区などは、土地が高騰しております。とてもじゃないけど、中古物件もすごく値上がりしております。なかなかお年寄りが、幾ら融資するといっても、利息だけでいいといっても、やはり例えば1,500万円でも借りるようになると、とてもじゃないけど、利息だって1万何千円になると思います。

ですから、例えば、久喜宮小学校跡の土地を災害公営住宅じゃなくて、土地として安く、そういった方たちに払い下げするとか、ほかのところを一括して市が借り上げていただいて安く買い与えるとか、そういった譲渡ができないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 災害公営住宅だけでなく、宅地等の提供の方法、その一つには、久喜宮小学校の学校跡地の検討というのは、災害公営住宅でスタートいたしましたが、そのような住宅ニーズに応えるような宅地提供というのも選択肢として今後検討していきたいと思っておりますが、その提供の条件等につきましては、また今後の検討でございますので、その方法、方針なり固まりましたら、またお知らせしていきたいと思っております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 先ほども言いましたように、時間がありません。この低金利は2年しかありません。もう1年過ぎようとしております。あと1年しかありません。早い市の対応をお願いしたいと思います。

仮設住宅、みなし仮設住宅の期限は、原則、先ほどから言っておりますように、2年でございます。仮設住宅においては、一応家賃が発生しておりませんので、延長もあり得るかと思いますが、みなし仮設住宅において、もし熊本みたいに、全員が延長になっておりません。その理由はさまざまあるんでしょうが、やはりいろんな事情で、みなしとこれが切られている方もいらっしゃいます。

もし朝倉市において、このみなし特例がだめになった場合、その家賃はどうするんでしょうか。その方たちは出なきゃいけないんでしょうか。それとも、市が補てんしてくださるんでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 災害に伴います、みなし仮設住宅の取り扱いについては、一定国の制度で運用しております。

さまざまな今後の住宅の提供状況なりで、国への働きかけ等も考えられるとは思っておりますが、まだ決定しているものはございませんし、その期間を過ぎた場合に、どのような対応をするかについては、まだ方針が固まっている状況ではございません。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 今の件についても、早急に検討お願いしたいと思います。

市長、今までの質問をお聞きになって、市長として何かございましたら一言お願いいたします。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（林 裕二君） 今回の災害からの復旧復興につきましては、復興計画にも記載が

ございますように、被災者の身に寄り添ってやっていくということで計画がなされておる次第でございます。

このことを基本といたしまして、期限が決められております。今、議員がお話になられたとおりでございます。そういった問題と、それとやっぱり制度的な問題と、非常に難しい点もございますので、しっかりと、きょう御提案いただきましたことを踏まえまして、進めていくということでやらせていただきたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

被災した住民の多くは、ふるさとでの生活再建を望んでおります。住民の願いに寄り添った生活再建方法を数多く提案していく責任が、行政にはあると思います。

発災後、1年が経過しようとしております。一日でも早く被災者によりよい情報を提示してくれることを望んで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後2時零分休憩

---